

明石市指定給水装置工事事業者

新規・更新申請のご案内

【提出書類】

申請時に提出いただくもの		法人	個人	備 考
「指定給水装置工事事業者指定申請書」 (様式第1)		○	○	表面の申請者は登記簿（または住民票）の住所、裏面は事業所の住所を記入
「機械器具調書」（別表）		○	○	
「誓約書」（様式第2）		○	○	
「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」 (様式第3)		○	○	
添 付 書 類	「登記簿謄本（履歴事項全部証明書）」 または「登記事項証明書」	○	—	発行日から3ヶ月以内のもの（原本）
	「定款」の写し	○	—	直近のもの
	「住民票」	—	○	発行日から3ヶ月以内のもの（原本）
	自宅以外が事務所の場合は事務所の 「賃貸借契約書」の写し	—	○	
	「給水装置主任技術者」免状写し、又は 「給水装置工事主任技術者証」の写し	○	○	
	「指定（新規・更新）時確認事項届」	○	○	
	現在の事業者証（紛失した場合は、紛失届）	○	○	提出前に、必ず写しを保管して下さい。 新規申請の場合は提出不要です。
	納入通知書兼領収書の返信用封筒（長形3号 封筒：A4用紙横3つ折りが入るサイズ）	△	△	郵送を希望するもの（宛先、所要の切手（110円～）を 貼付：速達等を希望する場合は、別途必要切手を貼付）
	事業者証の返信用封筒（角形2号封筒：A4用 紙が折らずに入るサイズ）	△	△	郵送を希望するもの（宛先、所要の切手（140円～）を 貼付：速達等を希望する場合は、別途必要切手を貼付）

△必要に応じて提出して下さい

【事業者証について】

不備なく、更新申請書類一式と、添付書類を提出して頂きましたら、内容を確認のうえ指定を更新します。
水道局から事業者証をお渡しする日をお伝えしますので、その日以降、来られる方の認印を持参し、申請場所まで受け取りに来てください。
郵送を希望する場合は、提出された封筒にて送付します。

【指定更新手数料について】

¥ 15, 000. （納付書を別途送付します）

【申請場所】

明石市水道局給水係

〒 673-8686

明石市中崎1丁目5番1号 明石市分庁舎3F

TEL 078-918-5067

FAX 078-912-1110

【申請書類の記入方法】

1. 「指定給水装置工事事業者指定申請書」（様式第1）

		個人	法人
表面	「申請者」欄 ^{※1}	「住民票」のとおり記入する（字体も）。	「登記簿」の謄本のとおり記入する。
	「役員」欄	記入不要	代表取締役から監査役までの役員全部を記入する。
	「事業の範囲」欄	所得税の確定申告書等を参照して記入する。	登記簿の謄本の「目的」欄を参照して記入する。
裏面	「事業所の名称・所在地」欄	表面の「申請者」と同じ場合でも記入する。また、給水装置工事を行うとする事業所が複数ある場合は、その事業所も記入する。	
	「給水装置工事主任技術者の氏名・交付番号」欄	選任されることとなる ^{※2} 給水装置工事主任技術者の氏名・免状の交付番号を記入する。	

※¹ 「申請者」は原則として代表者。

※² 指定給水装置工事事業者は、「指定を受けた日から2週間以内」に給水装置工事主任技術者を選任し「選任届」を提出することとされていますが（水道法施行規則第21条第1項）、明石市では指定の申請と併せて「選任届」を提出していただいております。

2. 「機械器具調書」（別表）

それぞれの機械器具について、必ず1種類以上記入してください。

3. 「指定更新時確認事項届」

明石市が確認する事項について、それぞれ記入してください。

【参考：指定の基準】（全国統一基準）

1. 「指定給水装置工事事業者指定申請書」（様式第1）関係

事業所ごとに給水装置工事主任者として選任される者をおくこと。

2. 「機械器具調書」（別表）関係

厚生労働省令で定める次の機械器具を有する者であること。

- ・ 管の切断用具・・・金切りのこ等
- ・ 管の加工用具・・・やすり、パイプねじ切り器等
- ・ 管の接合用具・・・トーチランプ、パイプレンチ等
- ・ 水圧テストポンプ

3. 「誓約書」（様式第2）関係

次のいずれにも該当しない者であること。

- ・ 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・ 水道法に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの
- ・ 指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しないもの
- ・ 給水装置工事の業務に関して、不正または不誠実な行為をしておそれがあると認めるに足る相当の理由があるもの
- ・ 法人であって、その役員のうち上記のいずれかに該当する者があるもの

【事業の基準】

指定給水装置工事事業者は、厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。